

こちら千葉県弁護士会 京葉支部です



CONTENTS

裁判を受ける権利について

千葉県弁護士会 会長 木村龍次	1
第9回首都圏弁護士会支部サミットin船橋 11月12日(土)開催です!	2
第9回首都圏弁護士会支部サミットin船橋の 見どころ	3
無料法律相談会を開催しました!	4

裁判を受ける権利について



千葉県弁護士会
会長 木村 龍次

憲法第32条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」と規定しています。

この条文は、すべての人が、平等に、公平な裁判所の裁判を受ける権利を持っていることを保障しています。ですから、経済的な負担や地理的な条件等から裁判による救済を受けられないということがあってはなりません。

しかし、憲法で保障されているとはいっても、裁判を受けるための手続きが難しかったり、裁判所が遠かったり、裁判にすごく時間がかかるのでは、裁判手続きを利用するのをためらってしまいます。

今から10年前の2001年6月12日、内閣に設置された司法制度改革審議会は、司法制度がより身近で利用しやすく頼りがいのあるものとなるための意見書を出しました。この意見書の中には、裁判所へのアクセスの拡充→裁判所の利便性の向上→裁判所の配置

とあって、「裁判所の配置については、人口、交通事情、事件数等を考慮し、不断の見直しを加えていくべきである。」と記載されています。これは、市民の裁判を受ける権利を実現するために、何処にどれ位の規模の裁判所が必要なのかを、いつも考えて見直しをすべきとの提言です。

現在、市川市、浦安市、船橋市の合計人口は124万人を超えていますが、この地域の裁判所は市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所しかありません。事件数は簡易裁判所、家庭裁判所いずれも大変多い状況にありますが、裁判所の施設が小さいため、裁判や調停の期日がなかなか入らない、解決まで時間がかかりすぎる等いろいろな不都合が生じています。このような状態は、市民のための司法が実現されているとは言えません。意見書にある人口、事件数を考えればこの地域における裁判所の配置は当然見直されるべきであり、早急に、千葉地方裁判所、千葉家庭裁判所の支部を設置すべき必要性があることは明らかです。

今回、千葉県弁護士会京葉支部が中心となって、「私たちのまちに裁判所『支部』を創ろう」という言葉をスローガンにして「首都圏弁護士会支部サミットin船橋」が開催されます。市民の裁判を受ける権利を実現するため、みんなで力を合わせこのサミットを成功させましょう。

第9回首都圏弁護士会支部サミットin船橋 11月12日(土)開催です!

これまで、京葉支部の支部サミット会報紙「こちら千葉県弁護士会京葉支部です(こち京)」では、支部サミットに関連した様々な情報をお伝えしてきました。

当会報をご覧頂いている皆様には、首都圏弁護士会支部サミット及び千葉県弁護士会京葉支部に対して多少なりともご理解いただけたのではないかと思います。

今号は、これまでの会報の総集編としてお送り致しますので、適宜バックナンバーをご確認下さい。(なお、会報のバックナンバーは千葉県弁護士会京葉支部のホームページからご覧いただけます。)

そもそも、首都圏弁護士会支部サミットとは、一般市民の方々に充実した司法サービスを提供することを目的した活動です。もちろん開催地域毎に開催のテーマには差異がありますが(第2号)、活動の趣旨は一貫しているのです。

我々が、第9回首都圏弁護士会支部サミットin船橋の開催テーマを決定するにあたっては、地域の実情と裁判所の機能等を分析して、支部サミットを通じて我々はどのようなことができるのかを考えました(第7号)。その上で、千葉県に設置されている各裁判所の管轄内人口等を調査して(第8号)、地域の問題点を浮き彫りにし、問題点については皆様のご意見を踏まえつつ議論を重ねて、司法サービスの充実を図って行きたいと考えております。



【市川簡易裁判所・千葉家庭裁判所市川出張所】

【ホームページからの表示手順】

ホームページ：



拡大

最新情報

2011年11月12日(土)
- 第9回首都圏弁護士会支部サミットin船橋開催!
- 第2号のバックナンバーをダウンロードしました。
- 市川簡易裁判所・千葉家庭裁判所市川出張所の案内パンフレットを作成しました! (PDF)



※ (創刊号をみる) または (会報をみる) をクリックすると、PDFがダウンロードされ会報をみることができます。

我々の活動の第1歩として開催されます第9回首都圏弁護士会支部サミットin船橋に是非お立ち寄りいただき、皆様のご意見をお聞かせ下さい!

第9回首都圏弁護士会支部サミット in 船橋の見どころ

いよいよ開催が近づいてまいりました、第9回首都圏弁護士会支部サミット in 船橋の見どころについてご報告いたします。ぜひ、支部サミット当日には当会報もご持参下さい。

【タイムスケジュール】

● 14:00 ～ 【開会宣言・来賓挨拶】

● 14:30 ～ 【基調報告】

基調報告とは、支部サミット in 船橋の開催趣旨である京葉地域に地方裁判所支部、家庭裁判所支部を設置する必要性が高いこと、その他「市民のための司法」を実現するために司法格差を是正する必要性があることについて、参加者、関係機関に報告するものです。

● 14:45 ～ 【各支部紹介】

首都圏弁護士会支部サミットに参加している各弁護士会支部のご紹介です。1都4県に設置された11の支部についてご紹介致します。

● 15:00 ～ 【ザ・ニューズペーパーによるコント】

ザ・ニューズペーパーの山本天心さん、浜田太一さんが新作コントを引っさげて、会場を笑いの渦に巻き込みます。

現在はネタ合わせ中ですが、噂では皆様方もご存じの大物国会議員が登場するかも…。必見です！

● 15:40 ～ 【パネルディスカッション】

パネルディスカッションとは公開討論会の1つで、あるテーマについて数人の専門家が代表者（パネラー）として選出され、司会者（コーディネーター）のもとに討論を行います。

今回のパネルディスカッションは、私たちのまちに裁判所「支部」を創ろう！！をテーマに、様々な討論が繰り広げられます。

《パネリスト》

- ◆阿多真人氏（市川調停協会会長）
- ◆谷口隆良氏（横浜弁護士会相模原支部初代支部長）
- ◆延与光貞氏（朝日新聞記者）
- ◆小島千鶴氏（千葉県弁護士会京葉支部会員）

● 16:50 ～ 【大会宣言の採択】

大会宣言とは、支部サミット in 船橋の開催を通じて議論・決定した内容を宣言文として採択し、内閣総理大臣や最高裁判所等の関係機関にその実現を求めて執行するものです。

● 17:00 【閉 会】

無料法律相談会を開催しました！

我々、千葉県弁護士会京葉支部に所属する弁護士による無料法律相談会が、今年も10月1日の「法の日」に船橋商工会議所で開催されました。午後1時から午後4時まで相談会が行われて47人の相談者がいらっしゃいました。

また、当日は、船橋駅において午前11時から千葉県弁護士会の広報活動としてメモ帳とボールペンの配布が行われました。

我々は、来年度以降も当活動を継続して行っていく予定です。



編集後記

第9回首都圏弁護士会支部サミット in 船橋の開催まで、いよいよ残り1か月を切りました。支部サミットの会場で皆様方と会えることを楽しみにしております。ありがとうございました。

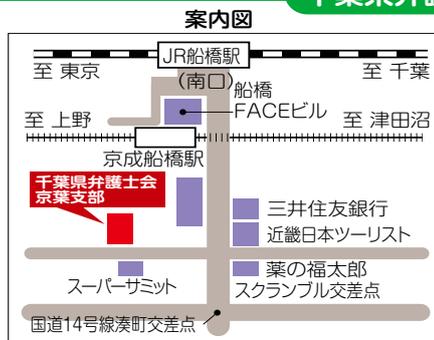
編集部

千葉県弁護士会京葉支部

「第9回首都圏弁護士会支部サミット in 船橋」

平成23年11月12日(土)
午後2時～

JR船橋駅前
フェイスビル6階
「きららホール」にて開催



住所：〒273-0005
千葉県船橋市本町1-10-10
船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775
FAX：047-437-3607

ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#) 検索

アクセス：JR船橋駅より徒歩5分
京成船橋駅より徒歩4分

支部サミットのブログ：<http://d.hatena.ne.jp/bengoshikaikiyo/>

発行日：2011年11月1日

発行：千葉県弁護士会京葉支部

〒273-0005 千葉県船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775 ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#) 検索